

出雲市監査委員告示 第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和2年8月24日付財政第83号により、出雲市長から令和元年度定期監査に係る改善措置の通知がありましたので、別紙のとおり公表します。

令和2年（2020）9月24日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 板 垣 成 二

財 政 第 8 3 号

令和2年(2020)8月24日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人



令和元年度定期監査に係る改善措置について (通知)

令和2年(2020)1月29日付け監査第206号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。



令和元年度定期監査に対する改善措置の状況

通し	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
1	1	R2.1.29	監査第206号	定期監査	【収入事務】 (1)利用料金制をとる指定管理施設において、指定管理者が利用料金の「減免取扱基準」を保有しないまま、利用料金の減免を行っていた。 ・出雲ゆうプラザ [出雲ゆうプラザの設置及び管理に関する条例第15条第3項] ・出雲平成温泉 [平成スポーツ公園の設置及び管理に関する条例第28条第3項]	令和2年4月1日に指定管理者から減免基準の協議書を提出してもらい、市の承認を得る手続きを行っています。	健康福祉部	健康増進課
2	1	R2.1.29	監査第206号	定期監査	【収入事務】 (1)利用料金制をとる指定管理施設において、指定管理者が利用料金の「減免取扱基準」を保有しないまま、利用料金の減免を行っていた。 ・斐川環境学習センター [出雲市斐川環境学習センターの設置及び管理に関する条例第20条第3項]	令和元年12月10日に指定管理者から減免基準承認申請書を提出してもらい、市の承認を得る手続きを行っています。	経済環境部	環境政策課
3	1	R2.1.29	監査第206号	定期監査	【補助金の確定について】 (1)補助金の実績報告の金額に誤りがあり、補助金の一部について返還が必要となった。 ・出雲市社会福祉センター管理運営費補助金 [出雲市補助金等交付規則第12条、第14条]	令和元年10月に補助金対象事業者から顛末書及び実績報告書が提出され、同月に現地において領収書等を確認しました。同年11月に補助金返還命令書を交付し、同年12月に補助金返還が完了しました。令和元年度同補助金の実績報告については現地において領収書等を確認のうえ補助金額を確定しました。今後も出雲市補助金等交付規則を遵守し補助金交付を行います。	健康福祉部	福祉推進課
4	1	R2.1.29	監査第206号	定期監査	【財産事務】 (1)有価証券の増減について、決算書に附属する「財産に関する調書」への記載漏れがあった。 ・株式会社すばる企画220株分 [出雲市財産規則第14条]	令和元年度決算書において、株式会社すばる企画220株分を記載します。	経済環境部	観光課
5	1	R2.1.29	監査第206号	定期監査	【財産事務】 (2)行政財産使用料の算定金額が過小であった。 ・市営メゾン神立住宅隣接地 [出雲市行政財産使用料条例第2条]	今回の件について、使用者に対し、算定金額に誤りがあったことを説明し、不足額の納付を依頼しました。なお、今後の申請にあたっては、算定に注意を払って対応いたします。	都市建設部	建築住宅課
6	1	R2.1.29	監査第206号	定期監査	【財産事務】 (3)行政財産使用料の算定金額が過大であったため、返金が必要となった。 ・旧猪目最終処分場敷地 [出雲市行政財産使用料条例第2条]	過大に徴収した金額については、令和2年1月20日に返金を行いました。今後は、条例の規定に基づき、誤りのない使用料算出を確実にできるよう行政財産の使用期間など必要事項の確認に努めてまいります。	経済環境部	環境施設課
7	1	R2.1.29	監査第206号	定期監査	【財産事務】 (4)財産売買契約書に貼付する収入印紙の額に誤りがあり、契約の相手方に過剰税の納付が生じた。 ・旧石橋酒造に係る市有財産売買契約書 [印紙税法別表第一号の1]	市は定期監査での指摘を踏まえ、契約の相手方に対し、収入印紙の額が違うことと過剰税が発生することを説明。契約の相手方は出雲税務署に印紙税不納付事実申出書を提出し、定期監査後の12月20日に不足額(9,800円)と不足額の10/100(980円)を加えた額である10,780円を過剰税として納付しました。今後このような事案が発生しないように、課内で印紙税法にかかる研修会を実施し、知識を深めるとともに、同様の契約事案が発生した場合には、印紙税額を十分に確認のうえ、契約締結時に相手方への確に伝えるとともに、相互で十分に貼付金額及び消印の有無を確認するよう徹底していきます。	経済環境部	商工振興課